

# 10月から 長寿医療（後期高齢者医療）制度の 保険料の納付方法等を一部変更しました

4月から始まりました長寿医療（後期高齢者医療）制度の保険料の納付方法等が、10月から一部変わりましたので、お知らせします。

《問合せ》市民課国保医療係 ☎21-9061 または各総合支所市民生活課  
「保険料の決定に関すること」 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078-386-2021

## 保険料

●10月から会社の健康保険等の扶養家族だった方の保険料の納付が始まりました。

・扶養家族だった方の平成20年度の保険料は、年額1、954円です。

・年金天引きの場合は、10月・12月・2月の3回で、納付書・口座振替の場合、10月から3月までの6回で納付していただきます。



●10月から保険料の納付方法が「年金天引き」に変更になる場合があります。

会社の健康保険等の被保険者だった方は、10月から納付方法が年金天引きに変更となる場合があります。

また、それ以外でも、納付方法が変更になる場合がありますので、7月に送付しました「保険料額決定通知書」を確認ください。

●平成20年度の新たな軽減の対象になる方に、「保険料額変更決定通知書」を送付しています。

【均等割額が7割軽減の方】

および「賦課の基となる所得金額が58万円以下の方」には、8月に「保険料額変更決定通知書」を送付していますので確認ください。



・保険料を年金天引きで納付している方

10月以降の納付額が「0円」になる場合や年金天引きから普通徴収（納付書・口座振替）に変更となり、9月以降の納期で減額調整している場合があります。

・7月から普通徴収で納付している方

8月以降の納期で減額調整しています。

・7月から9月まで普通徴収、10月から年金天引きの方  
年金天引きから普通徴収に

変更となり、9月以降の納期で減額調整しています。

・軽減により納め過ぎになった方

後日還付します。

※特に年金天引きから普通徴収に変更になっている場合が多いので、この機会にぜひ、納付に便利な口座振替を利用ください。

●申出による納付方法の変更について

年金天引きの方で、次のいずれかに該当する場合は、市の担当窓口へ「保険料納付方法変更申出書」を提出することで、口座振替での納付に変更できます。

① 国民健康保険の保険料を確実に納付していた方が本人の口座から納付する場合

② 年金収入180万円未満の方が住民基本台帳上の世帯主または戸籍上の配偶者の口座から納付する場合

※②の場合は、世帯主または配偶者の所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります（年金天引きの場合は、被保険者の社会保険料控除の対象になります）。

※申出から年金天引き中止までに約3カ月から4カ月かかります。

※金融機関等への「口座振替依頼書」の提出だけでは、手続きができません。必ず「納付方法変更申出書」を提出してください。



豊岡市政出前講座を利用ください

市では、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について、被保険者だけでなく、市民の皆さんに広く知っていただくため、理解を深めていただくため、「市政出前講座」のメニューの一つとしています。

各団体、グループなどで「制度の概要を知りたい」「もっと詳しく知りたい」「何がどう変わったのか分かりにくいので詳しく説明してほしい」など、受講を希望の場合は、申し出ください。



# ポリオ(小児まひ)生ワクチンの 投与を実施します



## ◇日程 11月

地域	対象地区	日	曜日	受付時間
豊岡	五荘の一部(江野・伊賀谷・岩熊・新堂・滝・森津・枳江・福田・上陰・中陰)・奈佐	6	木	13:20~14:00
	五荘の一部(正法寺・戸牧・高屋・駅前・下陰)	10	月	
	市街地・田鶴野・中筋・港	12	水	
	八条・三江・新田・神美	19	水	
城崎	城崎	7	金	13:00~13:30
竹野	竹野南・中竹野・竹野	17	月	13:30~14:00
日高	八代・日高・三方	12	水	13:00~13:30
	国府・西気	19	水	
	日高・清滝	26	水	
出石	弘道	4	火	13:30~14:00
	菅谷・福住・寺坂・小坂・小野	25	火	
但東	資母・合橋・高橋	12	水	13:20~13:30

## ◇対象

- 〈1回目〉平成20年2月1日~7月31日生まれの乳児
- 〈2回目〉平成19年8月1日~平成20年1月31日生まれの乳幼児
- 〈その他〉平成13年6月1日~平成19年7月31日生まれで、まだ2回の投与が終わっていない幼児

## ◇料金 無料

◇持参物 母子手帳、ポリオ予診票(予診票のない方は当日会場にあります)、体温計

## ◇注意事項

次の乳幼児は投与を見合わせてください。

- ①下痢、発熱をしている。
  - ②予防接種によるアレルギーや異常反応を起こしたことがある。
  - ③1年以内にけいれんを起こしたことがある。
  - ④麻しん(はしか)、風しん、おたふくかぜ、みずぼうそうにかかり治ってから1カ月経過していない。
  - ⑤麻しん(はしか)、風しん、BCGなど生ワクチンを使用した予防接種を受けて27日以上経過していない。
  - ⑥主治医から不適当な状態と判断されている。
- ※当日、医師が不適当な状態と判断した場合は、投与を見合わせます。

《問合せ》健康増進課(保健センター)、各総合支所健康福祉課(電話番号は10ページ掲載)

◇会場 豊岡地域は豊岡市保健センター、その他の地域は各健康福祉センター  
※地区分けをしていますが、その日に行けない場合は、都合の良い会場で受けてください。その際は、電話で連絡ください。

「買い物袋(マイバッグ)を持参する」「レジ袋を断る」ことを始めましょう!

豊岡環境衛生推進協議会と竹野環境衛生推進協議会では、マイバッグ持参運動を推進しており、豊岡地域と竹野地域の12店舗の協力を得て、次のとおり街頭キャンペーンを実施します。



### ▽日時・場所

- ・10月15日(水) / アイティ、にしがき豊岡店、エスカ港店
- ・10月16日(木) / トヨタ豊岡本店、同豊岡北店、同竹野店、イトバリエー江本本店、フレッシュユさとう豊岡九日市店
- ・10月17日(金) / トヨタ豊岡東店、同正法寺店、にしがき元町店、エスカ加広店

※各店頭で午後3時~(1時間程度)  
▽内容 マイバッグを消費者へ配付し、実践の呼びかけを行います。  
●マイバッグを持参してレジ袋を断りましょう

1年間に国内で使われるレジ袋は、約300億枚(原油でドラム缶279万本相当)。

国民1人当たりでは、年間260枚程度を使っていることになり、そのほとんどはごみとして捨てられています。

マイバッグ持参運動は、消費者がレジ袋を使わない、断るといふ心掛けから、過剰包装などを減らし、少しでもごみにならないような買い物を実践することにより、消費者と事業者が共同でごみ減量を実現する狙いがあります。

また、マイバッグを持参して買い物をするには、レジ袋の原料である原油の使用量削減(地球温暖化対策)の効果もあることから、誰にでもできる環境保護活動と言えます。市民の皆さんも「もったいない」の気持ちを大切に、「使い捨てる」から「繰り返し使う」へのライフスタイルの転換を図りましょう。

▽問合せ 豊岡環境衛生推進協議会事務局(生活環境課内) ☎23-5304または竹野環境衛生推進協議会事務局(竹野総合支所市民生活課内) ☎47-1111